

特定建設作業における騒音・振動規制基準

- (1) 特定建設作業における騒音規制基準
 - ・騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 14 条第 1 項、第 15 条第 1 項
 - ・特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号）
- (2) 特定建設作業における振動規制基準
 - ・振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 14 条第 1 項、第 15 条第 1 項
 - ・振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）第 11 条、別表第 1

規制項目	騒音規制基準		振動規制基準	例外
騒音・振動の大きさ	(特定建設作業の場所の敷地の境界線において) 85 デシベル以下		(特定建設作業の場所の敷地の境界線において) 75 デシベル以下	—
作業のできない時間	1 号区域	午後 7 時～翌日の午前 7 時まで	左に同じ	災害等の場合、人命、身体の危険防止の場合、鉄道工事、道路工事（夜間に行うべき旨の条件が付された場合）等には、適用除外。
	2 号区域	午後 10 時から翌日の午前 6 時まで	左に同じ	
1 日の作業時間	1 号区域	10 時間以内	左に同じ	作業開始日に終わる場合、災害等の場合、人命、身体の危険防止の場合には、適用除外。
	2 号区域	14 時間以内	左に同じ	
同一場所における作業時間	連続して 6 日以内		左に同じ	災害等の場合、人命、身体の危険防止の場合には、適用除外。
日曜・休日における作業時間	禁止		左に同じ	災害等の場合、人命、身体の危険防止の場合、鉄道工事、変電所の変更の工事、道路工事(日曜・休日に行うべき旨の条件が付された場合)等は適用除外。